

商品開発・販路拡大等補助金

「#ふるさと納税 3.0」事業者提案募集要項

恵那市（以下「本市」という。）では、新たな地場産品の創出や地域資源を活かした産業の振興に対する支援が地方創生に果たす役割の重要性を鑑み、「ふるさと納税制度」の仕組みを活用したクラウドファンディング等（以下「CF」という。）による資金調達を実施し、中小企業者であって市内に事業所を有するもの又は開設を予定するもの（以下「市内中小企業者」という。）を支援する事業に取り組みます。本市では、この取り組みを「#ふるさと納税 3.0」と総称します。

つきましては、この「#ふるさと納税 3.0」の取り組みに参画を希望する事業者様の事業提案を次のとおり募集します。

1. 提案募集に係る概要

本市は、地域の活性化、地場産業の振興及び雇用の促進に資することを目的に、魅力ある特産品の開発、特産品の生産力強化又は地域資源を活用した体験型サービス等の提供力向上を支援するため、これらの取組を行う事業者等に対し、補助金を交付します。

なお、補助金の交付に当たり、本事業への参画を希望する事業者の事業提案を公募し、魅力的かつ安全で安心な質の高い特産品の内容、実現性、採算性等について審査し、事業の選定を行います。

採択された事業提案については、本市がCFによる寄附を募集し、募集期間内に寄附の目標金額（事業実施に要する経費のうち、補助対象となる経費の2分の1相当額から算定した額。以下「寄附目標額」という。）を達成した場合、恵那市補助金等交付規則及び各事業補助金交付要綱等の規定により、採択事業者へ補助金（寄附額の10分の4に相当する額）を交付します。だし、寄附目標額を達成できない場合であっても市との協議により補助金を交付する場合があります。

採択事業者は、当該補助金を活用して事業を市内等にして実施するものとします。

2. 補助金額

(1) 補助率

本事業における補助金は、本市が実施するC Fにより調達した寄附金を財源として交付します。補助金額は、当該C Fにより寄附された寄附額の10分の4に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額）とし、補助対象経費相当額を上限に交付します。

(2) 寄附目標金額の設定

C Fにおいて寄附募集の際に設定する寄附目標金額は、次の算式により算定します。ただし、事業計画及び収支計画の妥当性並びに事業の実施可能性等を総合的に勘案し、本市との協議により寄附目標金額は調整できるものとします。

$$\text{寄附目標金額} = \text{補助対象経費} \times 1/2 \div 0.4$$

(3) 交付条件

補助金の交付は、募集期間内にC Fにより調達した寄附金額が寄附目標金額を達成した場合に限り行う。ただし、寄附目標金額に達しなかった場合であっても、事業の必要性、公益性、実施可能性等を総合的に勘案し、本市との協議により補助金を交付する場合があります。

3. 補助対象事業及び補助対象経費

(1) 補助対象事業

補助対象事業は、次のいずれかに該当する新たな特産品・地場製品の開発、既存特産品の生産力強化、または地域資源を活用した体験型サービス等の提供力向上を目的とした事業とします。

ア 地場製品の生産、製造、加工又はこれらに付随するサービスの提供に関する事業

イ 地域資源を活用した新商品の開発又は体験・滞在型サービスの新規造成に関する事業

ウ 既存商品の品質向上、安定供給、生産性向上又はサービス提供環境の改善に資する設備導入又は体制整備

エ その他本市が特産品開発及び産業振興上、特に必要と認める事業

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、上記事業の実施に必要な経費のうち、次に掲げるものとしません。なお、補助対象となる事業は、補助対象経費が40万円以上の事業に限るものとします。

ア 工場、作業場、店舗等の増改築・改修に要する経費

イ 建物付帯設備（冷蔵・冷凍設備、乾燥設備、浄化設備等）の取得・整備費

ウ 製造・加工に必要な機械装置及び設備の取得費

エ 事業に必要な備品購入費

オ 商品開発、デザイン、試作、分析、衛生管理等に係る委託費

カ 成分検査、性能評価等の外部評価費

キ その他、本市が補助対象として適当と認める経費

(3) 補助対象外経費

次に掲げる経費は補助対象としません。

ア 公租公課

イ 消費税及び地方消費税

ウ 官公署に支払う手数料類

エ 人件費（給与、雇用費等）

オ 旅費・交通費

カ 飲食費

キ 消耗品費

ク 土地の取得及び造成費

ケ ふるさと納税返礼品として寄附者に提供するために必要な商品の製造・仕入れ等の費用

コ その他、社会通念上不適切と認められる経費

(4) 留意事項

補助対象事業により開発又は生産された商品は、本市のふるさと納税返礼品と

して登録し、寄附者に提供するものとします。また、補助対象事業により取得した機械設備、備品その他の財産については、市長の承認を受けることなく処分、目的外使用又は譲渡等を行うことはできません。

なお、補助金の交付を受けた事業者は、当該補助対象事業を原則として5年間継続して実施するとともに、本市が求める場合には、事業報告書その他必要な書類を適切な時期に提出する義務を負うものとします。

4. 補助対象者（参加資格）

補助対象者は本市内で事業所を開設している者又は開設を予定している者のうち、次のいずれにも該当する事業者とします

- (1) 日本国内に事業所を有する法人又は個人であること
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者（法人又は個人）であること
- (3) 自らが事業の実施主体であること
- (4) 市内に立地し、地場産品（平成31年総務省告示第179号に該当する返礼品）の生産、製造、付加価値を伴う加工、地域資源を活用したサービス等を行っている又は行う予定があること
- (5) 補助対象事業が食料品の製造、飲食店等の事業に該当する場合は「恵那ふうど認証」を取得していること。ただし、新たにこれらの事業を開始する場合にあっては、事業着手後に「恵那ふうど認証」の申請の意思を有すること
- (6) 恵那市暴力団排除条例（平成24年恵那市条例第31号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる事項のいずれにも該当しないこと
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生又は再生手続きをしていないこと
- (9) 税（国税及び地方税をいう。）を完納（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）している者

- (10) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと
- (11) この要項の配布時から審査結果の通知までに、市から入札参加資格停止等の措置を受けていないこと

5. 募集等のスケジュール

- (1) 応募書類提出期限
 - ・令和8年5月15日（金）午後5時まで
- (2) 提案審査選定委員会
 - ・令和8年5月下旬に開催（提案された案件数等により開催日は変更となる場合があります）
- (3) 提案結果決定通知
 - ・提案審査選定委員会終了後1週間以内に審査結果を通知します。採択事業者にはC Fの実施担当窓口及び補助金申請に必要な手続き等についてお伝えします

6. 提出書類

企画提案の応募にあたっては、次の書類を提出してください。なお、企画提案書の提出は、同一の法人又は個人に対して1件までとします。提出はすべて紙媒体によるものとし、日本産業規格A4用紙を使用してください。

提出書類は正本1部、副本6部（副本にあっては、押印不要）を提出するものとし、提出書類の作成、資料の準備その他応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

なお、使用言語は日本語とし、簡潔かつ明瞭に記述してください。採択審査にあたり、内容に応じて補足説明等を求める場合があります。

- (1) 応募申請書（様式第1号）
- (2) 企画提案書（様式第2号）
 - ※最大で10ページまでとし、ページ番号を付してください

- (3) 提案内容に関する補足資料（自由様式・提出任意）
- (4) 収支計画書（補助対象経費の概算見積書）（様式第3号）
 - ※根拠資料（見積書、カタログ、仕様書等）を添付すること
- (5) 提案事業者の過去の事業実績（自由様式・提出任意）
- (6) 直近3期分の決算書
 - ※法人：決算書、個人：確定申告書 など
- (7) 補助事業者適格性確認書兼誓約書（様式第4号）
- (8) 恵那市商工会議所又は恵南商工会の推薦書
- (9) その他、本市が必要と認める書類
 - ※地場産品基準確認のための工程図・製造フロー等を求める場合があります

7. 審査方法

本事業の採択にあたっては、提出された応募書類に基づき、次の方法により審査を行います。

(1) 書面審査の実施

提出された企画応募書、企画提案書、補足資料、収支計画書等の内容について提案審査選定委員会において書面審査を行います。

(2) 審査の基準

書面審査は、次の審査項目に基づき実施します。

審査項目	審査内容
提案者に関する事項	実施体制、組織の状況、これまでの実績等
提案内容に関する事項	独創性、新規性、市場性、成長可能性、事業の実現性、地域経済への波及効果、社会的意義、地場産品としての適合性、返礼品としての提供可能性等
資金計画・収支見通しに関する事項	収益性、採算性、資金計画の妥当性、補助対象経費の適正性等

事業費の積算に関する事項	費用積算の具体性、根拠資料の妥当性等
--------------	--------------------

※各項目の配点及び審査内容の詳細は「8. 審査基準」を参照してください

(3) 審査結果の決定

書面審査の結果に基づき、提案審査選定委員会において採択又は不採択を決定します。

(4) 審査結果の通知

審査終了後、原則として1週間以内に、応募者へ文書により採否を通知します。採択された事業者には、CFの実施担当窓口及び補助金申請に必要な手続きについて別途連絡します。

(5) 審査に関する留意事項

審査基準に関する質問や、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。また、提出書類に虚偽の内容がある場合は、審査対象外とし、失格とすることがあります。

なお、必要に応じて、応募者へ補足説明や追加資料の提出を求める場合があります。

8. 審査基準

審査項目	審査内容	配点
提案者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施体制の適切性 ・ 組織体制、人員配置 ・ 事業実績・経験の有無 ・ 財務基盤の安定性 	10点
提案内容に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独創性、新規性 ・ 市場性・成長可能性 ・ 事業の実現性 	50点

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済への波及効果 ・社会的意義・公益性 ・関連法令への適合性 ・地場産品基準（総務省告示 179 号）への適合 ・返礼品としての供給体制・品質確保 	
資金計画・収支見通しに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画の妥当性 ・補助対象経費の根拠の妥当性 ・資金調達方法の明確性 ・採算性、継続性の確保 	30 点
事業費の積算に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・費用積算の具体性 ・見積書・カタログ等の根拠資料の適切性 ・過大計上の有無 ・補助対象経費に沿っているか 	10 点
合計	—	100 点

※審査は各項目の得点を総合的に勘案して行い、採択又は不採択を決定します

※採択の対象となる企画提案は、審査員全員が当該提案に対して 60 点以上を付し、かつ平均点が 65 点以上であるものの中から選定します

※審査基準に関する質問や審査結果に対する異議申し立ては受け付けません

9. その他

本事業に関して、次の事項に留意してください。

(1) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募を失格とします。

- ア 応募書類に虚偽の記載があるとき
- イ 審査にあたり不正行為が認められたとき
- ウ 本要項に記載する事項に違反したとき
- エ その他、本事業の趣旨に照らし不適切と本市が判断したとき

(2) 補助金交付決定の取消し等

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の返還を求めることがあります。

- ア 事業を正当な理由なく中止又は廃止した場合
- イ 事業の内容を本市の承認なく変更した場合
- ウ 補助対象経費以外に使用した場合
- エ 不正行為又は虚偽の報告があった場合
- オ その他、本市が不相当と認めた場合

(3) 提出書類の取扱い

提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。また、提出書類に係る著作権は応募者に帰属しますが、本市は審査及び事業運営に必要な範囲で利用できるものとします。

(4) 企画提案の作成費用の負担

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、すべて応募者の負担とし、補助対象経費の算定からは除外してください。

(5) 守秘義務

本事業に関連して知り得た情報を、本事業以外の目的に利用し、又は第三者に開示・漏えいしてはなりません。本事業に応募しなかった場合又は事業が採択されなかった場合であっても、同様とします。

(6) 要項の変更等

本市の判断により、本要項の内容を変更又は事業を中止する場合があります。この場合において、応募者に生じた損害について、本市はその責を負いません。